

「ちゃんとチェック 最低賃金」 岩手県最低賃金 時間額1,031円

岩手県最低賃金は令和7年12月1日から、時間額1,031円に改正されます。最低賃金は、年齢やパート・学生など働き方の違いにかかわらず、働く全ての人に適用されます。日給の方や月給の方が最低賃金額以上の支払となっているかの確認も忘れずに行いましょう。

なお、厚生労働省では、最低賃金を引き上げる中小企業・小規模事業者に向けて、業務改善助成金をはじめとする各種支援策を実施していますので、是非ご利用ください。

[賃金引上げ特設ページ](#)

賃金引上げ特設ページ

最低賃金
令和7年12月1日から
計1年 最低賃金

1,031 円

最低賃金は、働くすべての人の賃金の下限を定める法律です。

派遣労働者の最低賃金

派遣元の仕事場の所在地にかかわらず、派遣先の最低賃金が適用されます。

派遣先の仕事場が特別定款指定都市に適用されている例

派遣元	派遣先
X市 最低賃金表 1,100円	Y市 最低賃金表 1,200円 ※特別定款指定都市
派遣元のX市の最低賃金表(1,100円)が適用されます。	

派遣先のY市、最低賃金表適用(1,200円)が適用されます。

※特別定款指定都市は、特別定款指定都市に指定されている市町村を指します。

[illegible]

支援助成金
パッケージ

最低賃金には「地域別最低賃金」と 「特定最低賃金」があります。

地域別最低賃金

内 容

都道府県ごとに、最低賃金額が定められています。

適用される人

年勤労働者、パートタイマー、学生アルバイト、雇主などの雇用関係や手帳にかかわらず、すべての労働者に適用されます。



すべての労働者に適用

すべての使用者に適用

特例適用の対象となる労働者

特定最低賃金*

内 容

所轄庁が地域別最低賃金を定めるよりも高い一定の最低賃金を定まることが認められ、企業によって設定されています。適用する企業は地域別最低賃金により定められ、毎年1月1日現在、全国で27の地域において適用されています。

適用される業種

特定最低賃金を定める業種の範囲が非常に狭く制限されています。
 ・（日本橋）老舗と称する和食店・入居し入れ替わり頻度が高い飲食店の数少ない人、そのうち客席利用を必要とする店舗に限って適用する（ただし、原則として客席利用を必要とする店舗のみである。）
 ・（札幌）観光ホテル及び温泉旅館


 食品類
飲料品
調味料


 青果類など
各種雑貨
小売業


 貸車類など
自動車
小売業


 駐車場
小売業

など

特定最低賃金の適用は（詳細は別途）厳格な審査が必要となります。

* 地域別最低賃金より高くなる場合も適用されず、労使協定の適用による決定となります。

[illegible][illegible]

業務改善助成金

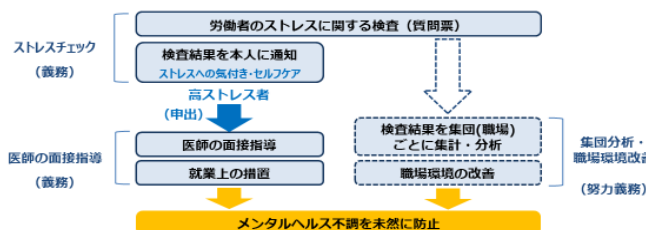


「ストレスチェック」の実施が全ての事業場の義務となります！ 3年以内に施行！

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進や、職場のメンタルヘルス対策の推進などの措置を行う労働安全衛生法の改正が行われました。メンタルヘルス対策の推進に関するストレスチェックについて、現在、当分の間努力義務となっている常用労働者数50人未満の事業場においても、ストレスチェックや高ストレス者への面接指導の実施が義務付けられ、法改正が公布された令和7年5月から**3年以内**に施行されます。

国においても小規模事業者が円滑に制度改正に対応できるよう50人未満の事業場に即したストレスチェックの実施体制・実施手法のマニュアルの作成や、医師による高ストレス者への面接指導の受け皿となる地域産業保健センターの体制拡充などの支援を進めていきますが、各事業場においても、制度の内容の把握や外部委託を含めた実施体制の検討、予算化など実施の準備をお願いします。

職場のメンタルヘルス対策の推進（労働安全衛生法の改正概要）



改正内容

- 現行法ではストレスチェックは労働者数50人以上の事業場に義務付けられている（50人未満は努力義務）とごう、これを全ての事業場に義務化する。
- ※ 小規模事業者が円滑に制度改正に対応できるように、
- ・ 50人未満の事業場に負担し、労働者のプライバシーが保護され、現実的で実効性のある実施体制・実施方法についてのマニュアルの作成
 - ・ 医師による面接指導の受け皿となる「地域産業保健センター」（地さんぽ）の体制拡充等の支援策を講じていく。
- また、50人未満の事業場の負担等に対応し、十分な準備期間を設ける（施行期日は公布後3年以内で政令で定める日）。

改正安全衛生法等
に係る特設ページ

地域産業保健センター（地産保）

○ 労働者数50人未満の小規模事業場の事業者や労働者を対象として、登録産業医等による 産業保健サービスを無料で提供。



ストレスチェック制度の導入

- 事業場におけるメンタルヘルス対策を強化するため、平成27年12月にストレスチェック制度施行。ただし、労働者数50人未満の事業場については、ストレスチェックの実施は当分の間努力義務とされていたところ、「ストレスチェック制度等のメンタルヘルス対策に関する検討会」における検討結果を踏まえて、法律改正された。

	ストレスチェック	集団分析・職場環境改善
50人以上の事業場	義務	努力義務
50人未満の事業場	当分の間努力義務	努力義務

	ストレスチェック	集団分析・職場環境改善
50人以上の事業場	義務	努力義務
50人未満の事業場	努力義務 → 義務	努力義務

50人未満の事業場におけるストレスチェックの実施

50人未満の事業場に即した、労働者のプライバシーが保護され、現実的で実効性のある実施体制・実施方法についてマニュアルを作成

	50人以上の事業場 産業医選任（義務）	50人未満の事業場 労働者のプライバシー保護の観点から、原則、外部委託を推奨
ストレスチェック	産業医又は外部委託 外部委託の場合、1人当たり数回円から千円程度（※）	外部委託 1人当たり 数百円から千円程度 （※）
医師の面接指導	産業医又は外部委託 外部委託の場合、高ストレス者1人当たりの2万円程度（※）	全国350の地域産業保健センターの体制を強化、登録産業医が面接指導を 無料で実施
監督署への報告	実施結果の報告義務	監督署への報告義務は課さない

【注】厚生労働省が、ストレスチェック制度の普及を促進するため、事業者に対して、ストレスチェック制度の導入を支援するサービスを提供する健康機関等の外部機関を対象に実施したアンケート調査結果（令和元年度）

50人未満の事業場の負担等に配慮し、施行までの十分な準備期間を確保